甲第341号証

原規規発第1612262号
平成２８年１２月２６日

行政文書不開示決定通知書

弁護士　渡辺　輝人　殿

原子力規制委員会委員長　田中　俊一

平成２８年１２月５日付けで、別添（写し）のとおり受け付けました行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成１１年法律第４２号）第９条第２項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

記

１．不開示決定した行政文書の名称等
平成 15 年 6 月付の、東京電力株式会社が作成し、原子力安全・保安院に提出した、柏崎刈羽原子力発電所海域活断層の評価に関する報告書（いわゆる「15 年報告」）

２．不開示とした理由
上記１．に該当する行政文書について、原子力規制委員会は、取得しておらず、保有していないため。

※　この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第２条の規定に基づき、原子力規制委員会委員長に対して審査請求をすることができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して１年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）

※　この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）の規定により、この決定があったことを知った日から６か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）行うことができます（なお、この決定があったことを知った日から６か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この決定に対する取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

なお、この決定について審査請求（適法なものに限る。）を行った場合は、上記にかかわらず、それに対する裁決があったことを知った日から６か月以内（ただし、当該裁決の日から原則として１年以内）に行うこともできます。

３．担当課室等
担当課室：原子力規制委員会原子力規制庁原子力規制部安全規制管理官（地震・津波安全対策担当）付
電話番号：０３－５１１４－２１１９

標準様式第1号

行政文書開示請求書

平成28年12月17日

原子力規制委員会委員長　殿

氏名又は名称：　（法人その他の団体にあってはその名称及び代表者の氏名）

弁護士渡辺輝人

住所又は居所：　（法人その他の団体にあっては主たる事務所等の所在地）

〒604-0857 京都市中京区烏丸通二条上る両絵屋町280番地
ヤサカ烏丸御所南ビル4階
京都第一法律事務所　TEL075(211)4411

連絡先：　（連絡先が上記の本人以外の場合は、連絡担当者の住所・氏名・電話番号）

TEL　（　）

行政機関の保有する情報の公開に関する法律第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり行政文書の開示を請求します。

記

1　請求する行政文書の名称等

（請求する行政文書が特定できるよう、行政文書の名称、請求する文書の内容等をできるだけ具体的に記載してください。）

平成15年6月付の，東京電力株式会社が作成し，原子力安全・保安院へ提出した，柏崎刈羽原子力発電所海域活断層の評価に関する報告書（いわゆる「15年報告」）

2　求める開示の実施の方法等　（本欄の記載は任意です。）

ア又はイに○印を付してください。アを選択された場合は、その具体的な方法等を記載してください

ア　事務所における開示の実施を希望する。

＜実施の方法＞　①閲覧　②写しの交付　③その他（　）

＜実施の希望日＞

(イ) 写しの送付を希望する。

開示請求手数料（1件300円）	収入印紙 印 28 12 17 日本政府 原子力規制委員会 収入印紙をはってください。	原子力規制委員会 受 平成28年12月16日 付

＊この欄は記入しないでください。

担当課	
備考	